

障福第 1757 号
平成 30 年 6 月 27 日

県所管 { 障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所
(訪問・相談系を除く)
障害者支援施設
障害児入所施設 } 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
(公 印 省 略)

平成 30 年度障害福祉施設等防犯アドバイザー派遣事業における
派遣希望施設の公募について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では一昨年が発生した津久井やまゆり園事件を受け、福祉施設における防犯対策の拡充に向けて取り組んでいるところですが、今年度も障害福祉サービス事業所等において、各施設の状況に応じた具体的な防犯上のアドバイスを受けていただけるよう、希望施設等に対する防犯アドバイザーの派遣を実施いたします。

つきましては、防犯に関するアドバイスを希望される施設におかれては、別添の申込案内を御確認いただき、お申込みくださるようお願い致します。

○ 申込期日

平成 30 年 6 月 27 日～平成 31 年 1 月 31 日 (随時募集)

※お申し込みいただいた順に毎月 3～5 件を目安に日程調整をした上でアドバイザー派遣を行います。

問合せ先
障害福祉課施設指導グループ 長澤
電話 045-210-1111 (内 4725)
ファクシミリ 045-201-2051

(参考)

○当日の流れについて

1 施設状況についてのヒアリング

- ・自己紹介
- ・施設の概要（利用者状況や支援内容など）
- ・施設の防犯対策状況
- ・施設図面の確認（防犯機器の設置などあれば、設置位置や動作状況も）

2 敷地内・施設内の視察

- ・防犯設備の設置箇所（設置位置や角度等の確認）
- ・外部からの侵入経路や死角になる箇所
- ・職員が不安に感じている箇所
など

3 講評・質疑

時間帯は、午前(9:30～)か午後(14:30～)のいずれか2時間程度で行っています。

○実際のアドバイス事例について

- ・100円ショップ等で購入可能な商品を使った対策方法
- ・防犯機材（さす又・スプレー等）の効果や用途、限界等の説明
- ・既存の照明等設備を使った防犯視点の運用方法
- ・効果的な防犯に係る訓練の実施方法（施設のマニュアルや備品に合わせて）
など

予算のかからない対策方法から、防犯カメラが全く無いところに付けるならどこが良いかといったアドバイスまで、施設等の実態に合わせて助言いただけます。